

入札説明書

この入札説明書は、令和8年1月27日付け令和8年北海道警察本部告示第30号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に関する調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友井昌宏

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

- (ア) 自動車ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）
- (イ) 自動車ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）
- (ウ) 軽油（JIS各号）（1リットル当たりの単価）
- (エ) ガソリンエンジン用オイル（SN級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価）
- (オ) ディーゼルエンジン用オイル（CF級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価）

イ 調達予定数量

- (ア) 112,000リットル
- (イ) 543,000リットル
- (ウ) 78,000リットル
- (エ) 3,100リットル
- (オ) 800リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

給油票又は給油カードを提示する場所

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 次に掲げる庁舎ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）に

おける給油にあつては、常駐従業員が直接給油を行う場合に限る。) が可能であること。

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察本部庁舎	札幌市中央区北2条西7丁目	半径3km
北海道警察本部航空隊舎	札幌市東区栄町964番地	半径3km
北海道警察本部琴似庁舎	札幌市西区八軒1条西3丁目1番9号	半径3km
北海道警察本部交通機動隊小樽分駐所	小樽市富岡1丁目7番1号	半径3km
北海道警察本部交通機動隊苫小牧分駐所	苫小牧市旭町3丁目5番12号	半径3km
北海道警察本部機動隊舎	札幌市南区真駒内南町6丁目2番1号	半径5km
北海道警察本部高速道路交通警察隊舎	札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊銭函分駐所	小樽市星野町1番地2	半径5km
北海道警察本部高速道路交通警察隊北広島分駐所	北広島市大曲並木1丁目1番地1	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊夕張分駐所	夕張市紅葉山323番地5	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊苫小牧中央分駐所	苫小牧市宇高丘41番地72	半径5km
北海道警察本部高速道路交通警察隊室蘭分駐所	室蘭市崎守町316番地	半径5km
北海道警察本部高速道路交通警察隊岩見沢分駐所	岩見沢市駒園8丁目8番1号	半径3km
北海道警察本部高速道路交通警察隊滝川分駐所	滝川市東滝川15番地	半径3km
北海道警察本部札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号	半径3km

(7) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に札幌市内で給油が可能であること。

(8) 札幌市内の警察署を除く全道の各警察署管内（函館市及び旭川市に所在する警察署については警察署の所在する市町村内）で給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年1月27日（火）から同年2月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 条件付一般競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(ア) 3の(4)に掲げる資格については、当該石油製品販売業届出書の写し

(イ) 3の(5)に掲げる資格については、当該揮発油販売業者登録通知書の写し

(ウ) 3の(6)から(8)に掲げる資格については、給油が可能であることを記載した書類

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部装備課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部装備課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部装備課）
- (2) 入札日時 令和8年3月10日午前11時（送付による場合は、同月9日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

10 落札者がいない場合の随意契約の方法

(1) すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

(2) すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、それぞれの入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする。（なお、上記合計額1位の者が2社以上の場合には1位の者のみを、また、上記合計額1位の者が1社で2位の者が2社以上の場合には2位までの者すべてを選定する。）

この場合、すべての見積金額（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積をした者（有効な見積に限る）を契約の相手方とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 北海道警察本部総務部装備課
イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2334
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この告示の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。
- (7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (10) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。
- (11) 給油票等の作成等に係る経費は、供給人の負担とする。（給油票の場合：1冊あたり3枚複写30組、年間約2,000冊、給油カードの場合：年間約700枚）
- (12) 給油は、各給油所に、給油票又は給油カードの提示があった際に給油することとする。
ただし、提示するものは、給油票又は給油カードのどちらか一方のみで統一すること。
- (13) 落札者となった者は、契約締結後速やかに、災害時における給油体制に係る資料等を提出すること。
- (14) 物品売買単価契約書第3条に基づく単価の変更については、協議を行う月（以下「協議月」という。）の市況価格の変動を勘案の上、協議月の初日を適用日として協議の上、決定することとする。